

佐賀地域遺族会から解散についてのお知らせ

令和4年度末をもって、佐賀地域遺族会は解散となりました。皆様には長い間、遺族会へのご理解、ご支援をいただき大変お世話になりました。ありがとうございました。

佐賀地域遺族会 会長 山本 牧夫

ねんきんコーナー

「国民年金保険料免除制度」
のご案内

国民年金の保険料は、月額1万6千520円(令和5年度)です。20歳から満60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などが、原則10年(120月)あることが必要です。

経済的な理由などで保険料を納

付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に、「全額免除」や「一部納付(一部免除)」が承認されます。

これらの保険料免除期間(一部納付を含む)は、年金受給に必要な期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、3年目からは加算額がつかます。

◆免除などの申請期間

免除申請を希望する場合は、年金事務所や役場国民年金担当窓口で、基礎年金番号通知書または年金手帳をお持ちになり、手続きをしてください。

令和5年度の免除などの受付は

7月1日から開始され、7月～令和6年6月までの期間を対象として審査します。なお、申請は原則として毎年度必要です。

◆退職(失業)による「特例免除制度」

退職(失業)した年度および翌年度に限り、「特例免除制度」を利用することが出来ます。通常、保険料が免除されるためには、本人・配偶者・世帯主の所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行います。特例免除を申請される場合は、

「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書の写しが必要です。

◆若年者納付猶予制度

50歳未満の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

この場合、世帯主の所得は審査の対象外となり、本人・配偶者の前年の所得で審査することになります。

◆学生納付特例制度

学生の場合は、一般の免除申請はできず、「学生納付特例」の申請となります。在学証明もしくは学生証(両面の写し)の添付が必要です。

す。

免除の対象期間は、申請日が1月～4月の場合は、前年の4月からその年の3月までの期間となり、4月以降の場合は、その年の4月から翌年3月までとなります(4月は両期間申請が可能)。

また、平成26年4月から(申請時点より)過去2年1ヵ月分の免除申請ができるようになりました。詳しくは、役場国民年金担当窓口または、年金事務所へお問い合わせください。

「国民年金手続きの電子申請開始」のご案内

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。対象手続きは左記(1)～(3)のとおりです。

- (1)国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更など)
- (2)国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- (3)国民年金保険料学生納付特例の申請

※「マイナポータル」とは、行政

手続きのオンライン窓口です。
オンライン申請、行政機関など
からのお知らせ通知の受信など
のサービスを提供しています。

※電子申請を行うには、マイナポ
ータルの「利用者登録」が必要
です。「利用者登録」には、マ
イナンバーカードとその受け取
り時に設定したパスワードが必
要となります。

手続きの方法については、黒潮
町公式ホームページの国民年金ペ
ージもしくは、日本年金機構のホ
ームページをご覧ください。

**新型コロナウイルス感染
症の影響による、減収を事
由とする国民年金保険料
免除等の臨時特例措置が、
令和4年度分の申請をも
つて終了します。**

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより、所得が相当程度まで下がった場合の臨時特例措置による国民年金保険料免除・納付猶予および学生納付特例申請手続きが、令和4年度分の申請をもって終了します。

なお、左記の期間の保険料については、引き続き臨時特例措置による申請手続きが可能です。

●学生納付特例制度は、申請する月の2年1カ月前の月分から、令和5年3月分までの保険料
●保険料免除・納付猶予制度は、申請する月の2年1カ月前の月分から、令和5年6月分までの保険料

詳しくは、役場国民年金担当窓口または、年金事務所へお問い合わせください。

「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、基礎年金番号通知書または年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時 7月20日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

◆場所 佐賀支所1階町民室

◆予約

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 3411616

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 3411616

令和5年度デジタル技術 活用促進事業費補助金の 追加公募のご案内

公益財団法人高知県産業振興センターからのお知らせです。

電力・ガス・食料品などの価格高騰によって実質的な賃金が減少しているなか、給与などの増額を行う県内中小企業者などのデジタル技術への投資を通じた生産性を向上させる取組を支援します。

詳細につきましては、(公財)高知県産業振興センターHP【デジタル技術活用促進事業費補助金追加公募】

<https://joho-kochi.or.jp/digital/hojokin.php> をご確認ください。

1、補助対象者

高知県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者など

2、対象期間(継続募集)

予算がなくなり次第終了

3、募集締切

毎月末(土日祝の場合はその前日)午後5時

4、申請方法

(公財)高知県産業振興センターHP内の申請フォームからの申請となります。



申請フォームQR

○お問い合わせ

公益財団法人高知県産業振興センター デジタル技術活用促進事業費補助金事務局

☎ 088184516601

〒78115101

高知市布師田399212

午前9時～午後5時(土日祝除く)